

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十七号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成十四年広島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中十六の項を削り、十七の項を十六の項とし、十八の項から五十三の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）附則第二十九条ただし書の規定によりなお従前の例により行われる同法第四十二条の規定による改正前の母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十一条の四第一項の規定による費用又はその費用を支払わなかった場合の違約金の全部又は一部の徴収に関する措置を受けた者又はその扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認については、なお従前の例による。